

平成26年度 第1回

# 大阪府都市計画審議会 会議録

【 抜 粋 】

日 時：平成26年8月1日（金）

午後2時～午後3時27分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

# 議 題

## 【審議案件】

議第 3 8 2 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第 3 8 3 号「東部大阪都市計画公園の変更」について

議第 3 8 4 号「南部大阪都市計画公園の変更」について

議第 3 8 5 号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 3 8 6 号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 3 8 7 号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（建築基準法第 5 1 条  
ただし書き）」について

議第 3 8 8 号「大阪府における都市計画のあり方（諮問）」について

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学教授	出	会長
2		矢守 克 也	京都大学教授	欠	会長代理
3		児島 亜 紀子	大阪府立大学教授	出	
4		近 藤 明	大阪大学教授	出	
5		嘉名 光 市	大阪府立大学准教授	出	
6		乾 惠 美子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
7		滋野 由 紀子	大阪市立大学教授	出	
8		赤津 加 奈美	弁護士	出	
9		井川 勝 巳	大阪府農業会議会長	欠	
10		加我 宏 之	大阪府立大学准教授	出	
11		塚口 博 司	立命館大学教授	出	
12	関係行政機関 の 職 員	曾根 則 人	近畿農政局長	出	代理:農村計画部長 茂木 重信
13		小林 利 典	近畿経済産業局長	欠	
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出	代理:企画部事業調整官 橋本 豊治
15		大久保 仁	近畿運輸局長	出	代理:企画観光部次長 岩本 修
16		三浦 正 充	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	永藤 英 機	府議会議員(維み)	出	
18		伏見 隆	府議会議員(維み)	出	
19		松本 利 明	府議会議員(維み)	出	
20		やまのは 創	府議会議員(維み)	欠	
21		藤村 昌 隆	府議会議員(公明)	出	
22		内海 久 子	府議会議員(公明)	出	
23		杉本 太 平	府議会議員(自民)	出	
24		半田 實	府議会議員(民主)	出	
25	市町村の長を 代表する者	森山 一 正	大阪府市長会会長	出	
26		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	内海 辰 郷	大阪府市議会議長会会長	出	
28		藤田 茂	大阪府町村議会議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市長会 議長	橋下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
30		床田 正 勝	大阪市長会議長	出	代理:副議長 杉田 忠裕

※ 委員30名中25名出席

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	東大阪市長	野田 義和	議第382号 議第383号	出
2	東大阪市議会議長	天野 高夫	議第382号 議第383号	出
3	田尻町長	原 明美	議第386号	出
4	泉南市総合政策部長	西田 満	議第386号	出

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	竹内 廣行	出	
2	都市整備部技監	吉村 庄平	欠	
3	都市整備部次長	神谷 雅之	欠	
4	都市整備総務課長	石田 幸祐	欠	
5	事業管理室長	芝池 利尚	※	臨時幹事:事業企画課長 森岡 武一
6	総合計画課長	友田 研也	出	臨時幹事:総合計画課参事 高階 宏 臨時幹事:総合計画課参事 橋田 雅弘
7	市街地整備課長	池田 一郎	※	臨時幹事:市街地整備課課長補佐 仲 和幸
8	交通道路室長	浦田 隆司	※	臨時幹事:道路整備課長 安川 浩一
9	河川室長	山田 順一	※	臨時幹事:河川整備課主査 久保田 篤
10	下水道室長	中須賀 剛三郎	※	臨時幹事:事業課主査 村中 則政
11	公園課長	増山 和弘	※	臨時幹事:公園課課長補佐 吉田 宏司
12	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 戸田 雅文
13	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
14	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
15	住宅まちづくり部理事	井出 仁雄	出	
16	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
17	居住企画課長	三崎 信顕	欠	
18	建築指導室長	澤田 範夫	出	臨時幹事:審査指導課長 山添 光訓
19	住宅経営室長	前田 栄治	欠	
20	危機管理室長	福井 淳太	欠	
21	企画室長	榮野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課副主査 角田 拓野
23	福祉総務課長	飯田 哲司	欠	
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	露口 正夫	欠	
27	みどり・都市環境室長	勝 又 章	※	臨時幹事:みどり推進課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	磯田 浩	※	臨時幹事:産業廃棄物指導課長 中西 康雄
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:農政室整備課主査 片岡 一浩
31	教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課総括主査 岡本 敏行
34	府警本部交通規制課長	小坂 義之	※	臨時幹事:交通規制課管理官 久保田 耕一

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	東大阪市建設局都市整備部長	中西 章三	議第382号 議第383号	出
2	東大阪市建設局土木部長	小西 啓之		出
3	貝塚市都市政策部長	文野 清人	議第384号	出
4	貝塚市都市政策部都市計画課長	亀岡 弘明		出
5	寝屋川市まち政策部長	茂福 隆幸	議第385号	出
6	寝屋川市まち政策部都市計画室長	大坪 史郎		出
7	泉南市都市整備部都市計画課長	稲垣 豊司	議第386号	出
8	田尻町事業部長	田伏 泰久		出
9	田尻町事業部都市政策課長	角 眞治		出
10	高石市土木部次長兼都市計画課長	藤原 正良	議第387号	出
11	高石市総務部生活環境課長	沼守 政光		出

# 目 次

2	議第382号	「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	4
3	議第383号	「東部大阪都市計画公園の変更」について.....	14
4	議第384号	「南部大阪都市計画公園の変更」について.....	17

### 3 議第383号東部大阪都市計画公園の変更について

【幹事】（友田研也君） 議第383号「東部大阪都市計画公園の変更」及び議第384号「南部大阪都市計画公園の変更」については、「都市計画公園・緑地の見直し」に伴う変更案件でございます。

議案の説明に先立って、都市計画公園・緑地の見直しの基本方針について、説明をさせていただきます。都市計画公園・緑地の見直しにつきましては、大阪府都市計画審議会常務委員会でご検討頂き、パブリックコメントで府民の皆様からのご意見も伺い、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」を平成24年3月に策定したものでございます。この方針に基づき、府営公園19公園のうち、民有地に建築制限がかかっている11公園の未開設区域を見直しの対象としております。このうち昨年度石川河川公園について、見直しに伴う一部区域の廃止を行っております。

まず、この基本方針について簡単にご説明いたします。見直しの背景として、府域における一人当たり公園緑地面積が少なく、府民の8割が都市部のみどりが少ないと感じている中で、人口減少、少子高齢化や自治体の財政状況の悪化また、長期未着手の都市計画の見直しを重視する国の動向など、社会経済情勢がこれまでとは大きく変化しつつあり、一方で南海・東南海地震など災害リスクの高まり、ヒートアイランド現象などによる都市環境の悪化などへの早急な対応も求められております。このような中、今後都市計画公園・緑地では、建築制限の長期化への対応、またこれまで以上に事業に対する説明責任を果たす必要性が高まっており、一方で災害リスクへの対応、みどりを早期に確保していく必要があることなどの課題にも直面しております。

その上で基本方針では、都市づくりにおいて「みどり」の施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開する



ために、都市計画公園・緑地だけでなく街路樹や河川空間等を活用した施設緑地、また風致地区などの地域性緑地を一体的、総合的に評価し、都市計画公園・緑地の見直しを行うこととしております。具体的な評価の手順としては、基本方針に基づくフローにより、公園緑地の見直し対象区域ごとに評価を行うこととしております。

まず、公園緑地としての必要性について、防災、環境、景観に資する「存在効果」、スポーツ、レクリエーションに資する「利用効果」、商業、観光、教育、文化等に資する「媒体効果」の3つの効果を基本に、都市計画上の確認としてマスタープランや緑の基本計画などの上位計画への影響や、関連する都市計画との整合などを評価することとしております。この評価により公園緑地としての必要性が高い場合は、次に公園緑地機能の代替性の評価を行います。一定の担保性のある地域性緑地等によるみどりの機能の代替性がない場合は、都市計画公園・緑地として存続とし、公園緑地として整備する必要性があるため、実現性を評価します。実現性が高いものについては「整備」、実現性が低いものについては「整備保留」とし、社会経済情勢に合わせ、概ね10年毎の見直しの中で再検証することとしています。

また、公園緑地としての必要性が高いが、代替性の評価において、公園緑地機能の代替性があると評価された場合は廃止とし、その機能の担保性を確保してまいります。公園緑地としての必要性も低いと評価された場合は、都市計画を廃止とし、廃止後の土地利用に対する配慮の必要性の検討を行うこととしております。以上が「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」の概要であります。

それでは議第383号「東部大阪都市計画公園の変更」についてご説明いたします。議案書13ページから15ページ、資料13ページから15ページをご覧ください。

本案件は、東大阪市東部に位置する都市計画公園枚岡公園の見直しに関するものであります。本公園は生駒山麓の府民の森に隣接し、枚岡山及び額田山の一部を区域とするもので、計画面積約43.2ヘクタールで昭和51年に風致公園として計画決定され、現在、約1.2ヘクタールが未開設となっております。枚岡公園の未開設区域は、出雲井町地区の神津嶽山頂付近で、一部は既

に府有地であり、今回、未着手の民有地である、枚岡神社の神社地、約0.4ヘクタールを見直し対象とし、評価を行ったものであります。

この未着手区域は、当初計画で自然を生かした樹林地・散策路として計画され、隣接する府民の森と合わせた緑のネットワークの骨格の一部を形成しており、存在効果の環境機能及び景観機能について、必要性が高いと評価しております。一方で利用効果及び媒体効果については、既に神津嶽を迂回する散策路が整備されており、新たな公園整備の必要性は低いものと考えております。また、都市計画上の確認として、廃止による上位計画等への影響もございませんでした。

次に、必要性が高いと評価された環境・景観機能について、代替性を評価しますと、山頂部に枚岡神社の神津嶽本宮が整備され、境内及び周辺の森林が神社地として管理されていることから、緑地の機能が代替されていると考えております。このため、環境機能及び景観機能の必要性は高いものの、代替機能が確保されていると評価し、当該区域について廃止としております。この変更に合わせて、神津嶽の見直し対象区域に隣接する未開設区域について、既に府有地で、府民の森として管理していることから、見直し対象区域とあわせて廃止としております。さらに、山手町地区及び東豊浦町地区において、境界確定及び界線整理を行った結果、都市計画の区域を変更するものであります。

以上により、あわせて約1.2ヘクタールの都市計画が廃止され、枚岡公園の都市計画決定面積を約43.2ヘクタールから約42.0ヘクタールに変更するものであります。

この案件について、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、公聴会での公述の申出及び案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上です。

**【会長】（小林潔司君）** はい。ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ご意見、ご質問がございませんようですので、表決に入りたいと思います。議第383号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（小林潔司君）** ご異議がないようですので、原案どおり可決します。次にご審議いただきますのは、議第384号です。その内容について幹事に説

明をさせます。

#### 4 議第384号南部大阪都市計画公園の変更について

【幹事】（友田研也君） それでは、議第384号「南部大阪都市計画公園の変更」についてご説明いたします。議案書17ページから19ページ、資料17ページから19ページをご覧ください。

本案件は、貝塚市の臨海部に位置する都市計画公園「二色の浜公園」の見直しに関するものであります。本公園は、二色の浜海岸の一部と、その後背地を主な区域とする広域公園であり、計画面積約43.1ヘクタールで、昭和25年に計画決定され、現在約0.6ヘクタールが未開設となっております。今回、公園エントランス付近の未着手の私有地である、沢地区 約0.3ヘクタールについて、見直し評価を行ったものであります。

この未着手区域は、公園の管理事務所及び駐車場に隣接しており、当初、公園案内所及び駐車場の計画でしたが、存在効果の防災・環境・景観機能についての必要性は、低いものと評価しています。また、利用効果・媒体効果については、現在は、隣接する管理事務所案内機能を提供していること、駐車場については、既に常設の駐車場が整備され、また、夏季等の来場者が多い時期には、開設区域内のスポーツ広場や阪神高速湾岸線の高架下スペース等を臨時駐車場として供用していることから、整備目的は、すでに開設している区域で充足しており、新たな整備の必要性は低いものと考えております。また、都市計画上の確認として、上位計画等への影響もございませんでした。

このため、公園緑地としての必要性は低いものと評価し、当該区域について廃止としております。また、公園北側の芝生の丘に隣接する脇浜地区 約0.3ヘクタールについては、当初計画では緑地としておりますが、隣接する近木川の自然再生施設として「汽水ワンド」を整備し、今後、引き続き河川施設として管理していくこととなったため、今回面積約0.3ヘクタールの都市計画を廃止するものです。

以上により、あわせて約0.6ヘクタールの都市計画が廃止され、二色の浜

公園の都市計画決定面積を約43.1ヘクタールから約42.5ヘクタールに変更するものであります。

この案件について地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、公聴会での公述の申出及び案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上です。

**【会長】（小林潔司君）** はい。ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ご意見、ご質問がございませんようですので、表決に入ります。議第384号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（小林潔司君）** ご異議がございませんようですので、原案どおり可決します。次にご審議いただきますのは、議第385号です。その内容について幹事に説明をさせます。